（登録申請書の添付書類）

第二百六十条　法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二　個人であるときは、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

［三・四　略］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二百六十三条　法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

［(1)～(3)　略］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

(6)　法第六十六条の四第二号ロ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

［四・五　略］

［2・3　略］

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［略］

2　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　該当することとなった年月日及び理由

（登録申請書の添付書類）

第二百六十条　［同上］

一　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ　役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

［三・四　同上］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二百六十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5)　法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

［加える。］

［四・五　同上］

［2・3　同上］

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条　［同上］

2　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合に限る。）　次に掲げる事項

イ　［同上］

ロ　後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日